

## 登園許可証明書 (医師記入)

みどり認定こども園園長 様

組 氏名

(組氏名は保護者が記入してください。)

(病名) (該当疾患に☑をお願いいたします)

✓印	感染症名
	麻疹(はしか)
	風疹
	水痘(水疱瘡)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日 から登園可能と判断します。

受診日 年 月 日

医療機関名

医師名

## ※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるようにしたいと考えております。恐れいりますが上記の感染症について登園許可証明書のご記入をお願いいたします。

## ※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可証明書」を園にご提出ください。

医師による登園許可証明書が必要な感染症の一覧

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱した後 3 日を経過するまで
風疹	発疹出現の 7 日前から 7 日後 くらい	発疹が消失するまで
水痘(水疱瘡)	発疹出現 1～2 日前から痂皮 (かさぶた)形成まで	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好に なるまで
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められて いること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した 数日間	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現し た数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出 現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 治癒が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染の恐れがないと認められて いること。(無症状病原体保有者の場合、トイレ での排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児に ついては出席停止の必要はなく、また、2 回以上 連続で便から菌が検出されなければ登園可能。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められて いること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜 炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められて いること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

参照：保育所における感染症対策ガイドライン 2018 改訂版(2023 年 5 月一部改訂)、「学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説」日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会 2023 年 5 月改訂版、学校保健安全法施行規則